

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 十六（略）</p> <p>（港湾局の所掌事務）</p> <p>第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>四 十一（略）</p> <p>（国土計画局に置く課等）</p> <p>第六十二条 国土計画局に、次の六課並びに計画官三人及び参事官一人を置く。</p> <p>総務課</p> <p>総合計画課</p> <p>調整課</p>	<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>三 十七（略）</p> <p>（港湾局の所掌事務）</p> <p>第十四条 港湾局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 十（略）</p> <p>（国土計画局に置く課等）</p> <p>第六十二条 国土計画局に、次の七課及び計画官三人を置く。</p> <p>総務課</p> <p>総合計画課</p> <p>調整課</p> <p>特別調整課</p>

大都市圏計画課

地方計画課

首都機能移転企画課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、国土計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

大都市圏計画課

地方計画課

首都機能移転企画課

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 国土計画局の所掌事務に係る国際協力に関する事

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、国土計画局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(特別調整課の所掌事務)

第六十六条 特別調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策(公共施設その他の施設(交通施設を除く。))の整備に係るものに限る。()に関する関係行政機関の事務の調整に関する事

二 第五条第五号に規定する事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関する事

三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)に規定する振興拠点地域基本構想及び促進協議会に関する事

(大都市圏計画課の所掌事務)

(大都市圏計画課の所掌事務)

第六十六条 大都市圏計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関する事
三・四 (略)

第六十七条 (略)

(首都機能移転企画課の所掌事務)

第六十八条 首都機能移転企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等並びに同法に規定する振興拠点地域基本構想及び促進協議会に関する事。

第六十九条 (略)

(参事官の職務)

第七十条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策(公共施設その他の施設(交通施設を除く。))の整備に係るものに限る。()に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
- 二 第五条第五号に規定する事業に関する関係行政機関の経費の見積り

第六十七条 大都市圏計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関する事
三・四 (略)

第六十八条 (略)

(首都機能移転企画課の所掌事務)

第六十九条 首都機能移転企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機関等の東京都区部からの移転等に関する事。

第七十条 (略)

の方針及び配分計画の調整に関すること。

三 国土計画局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

(都市・地域整備局に置く課等)

第八十一条 都市・地域整備局に、下水道部に置くもののほか、次の十課及び特別地域振興官一人を置く。

総務課

企画課

大都市圏整備課

地方整備課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路課

公園緑地課

離島振興課

2 (略)

(企画課の所掌事務)

第八十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、

(都市・地域整備局に置く課等)

第八十一条 都市・地域整備局に、下水道部に置くもののほか、次の十一課を置く。

総務課

企画課

大都市圏整備課

地方整備課

まちづくり推進課

都市計画課

市街地整備課

街路課

公園緑地課

離島振興課

特別地域振興課

2 (略)

(企画課の所掌事務)

第八十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、

地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する
こと（地方整備課、離島振興課及び特別地域振興官の所掌に属するもの
を除く。）。

（地方整備課の所掌事務）

第八十五条 地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する
法律（平成四年法律第七十六号）の施行に関すること（住宅局並びに
都市計画課及び市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。

四（略）

五 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、
地方における半島地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並
びに推進に関すること。

六・七（略）

（離島振興課の所掌事務）

第九十一条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保
全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の
企画及び立案並びに推進に関する事務（特別地域振興官の所掌に属する
ものを除く。）をつかさどる。

（特別地域振興官の職務）

地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する
こと（他課の所掌に属するものを除く。）。

（地方整備課の所掌事務）

第八十五条 地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する
法律（平成四年法律第七十六号）の施行に関すること（住宅局及び他
課の所掌に属するものを除く。）。

四（略）

五・六（略）

（離島振興課の所掌事務）

第九十一条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保
全を図る観点からの、地方における離島の振興に関する総合的な政策の
企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（特別地域振興課の所掌事務）

第九十二条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島（東京都小笠原村並びに鹿児島県名瀬市及び大島郡に属するものに限る。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二・三（略）

（海事局に置く課等）

第四百十条 海事局に、次の十二課及び首席海技試験官一人を置く。

- 総務課
- 企画課
- 外航課
- 国内旅客課
- 国内貨物課
- 造船課
- 船用工業課
- 安全基準課
- 検査測度課
- 船員政策課
- 船員労働環境課
- 海技資格課

第九十二条 特別地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における半島地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二・三（略）

（海事局に置く課等）

第四百十条 海事局に、次の十三課及び首席海技試験官一人を置く。

- 総務課
- 企画課
- 外航課
- 国内旅客課
- 国内貨物課
- 港運課
- 造船課
- 船用工業課
- 安全基準課
- 検査測度課
- 船員政策課
- 船員労働環境課
- 海技資格課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
 - 二 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
 - 三 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 四〇十 (略)

第四百四十六条 削除

(港湾局に置く課)

第四百五十七条 港湾局に、次の七課を置く。

- 総務課
- 港湾経済課
- 計画課
- 開発課
- 建設課
- 環境・技術課
- 海岸・防災課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
 - 二 水上運送事業、港湾運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
 - 三 水上運送事業、港湾運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
- 四〇十 (略)

(港運課の所掌事務)

第四百四十六条 港運課は、港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務(総務課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(港湾局に置く課)

第四百五十七条 港湾局に、次の六課を置く。

- 管理課
- 計画課
- 開発課
- 建設課
- 環境・技術課
- 海岸・防災課

(総務課の所掌事務)

第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 港湾、航路及び港湾に係る海岸(以下この目において「港湾等」という。)の整備及び保全に関する事業に属すること(他課の所掌に属するものを除く。)

三〇六 (略)

七〇八 (略)

(港湾経済課の所掌事務)

第五十八条の二 港湾経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 港湾の利用に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の規定による外貿埠頭業務に関すること。
- 四 港湾等の整備、利用及び保全に関する情報化に関すること。

(環境・技術課の所掌事務)

第六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

(管理課の所掌事務)

第五十八条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 港湾、航路及び港湾に係る海岸(第六十一条及び第六十二条において「港湾等」という。)の整備及び保全に関する事業に属すること(他課の所掌に属するものを除く。)

四〇七 (略)

九〇十 (略)

八 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の規定による外貿埠頭業務に関すること。

(環境・技術課の所掌事務)

第六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十二 (略)

十三 港湾等の整備、利用及び保全に関する情報化に関すること。

(航空局に置く課等)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 管制保安部に、次の四課を置く。

保安企画課

管制課

運用課

管制技術課

(保安企画課の所掌事務)

第七十八条 保安企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空通信網の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式の開発
に關すること(管制技術課の所掌に屬するものを除く)。

四・七 (略)

(管制課の所掌事務)

第七十九条 管制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空交通管制に關すること(保安企画課及び管制技術課の所掌に屬
するものを除く)。

(航空局に置く課等)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 管制保安部に、次の四課を置く。

保安企画課

管制課

運用課

無線課

(保安企画課の所掌事務)

第七十八条 保安企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空通信網の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式の開発
に關すること。

四・七 (略)

(管制課の所掌事務)

第七十九条 管制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空交通管制に關すること(保安企画課及び無線課の所掌に屬する
ものを除く)。

四 (略)

(運用課の所掌事務)

第一百八十条 (略)

一 (略)

二 航空機の運航に関する情報の提供にすること(技術部並びに保安企画課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(管制技術課の所掌事務)

第一百八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空通信網(人工衛星を利用するものに限る。)の設定その他航空保安に関する情報の伝達の方式(人工衛星を利用するものに限る。)

の開発に關すること。

三 独立行政法人電子航法研究所の組織及び運営一般に關すること。

(部の設置)

第二百二十六条 気象庁に、次の五部を置く。

総務部

予報部

観測部

地震火山部

四 (略)

(運用課の所掌事務)

第一百八十条 (略)

一 (略)

二 航空機の運航に関する情報の提供にすること(技術部並びに保安企画課及び無線課の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(無線課の所掌事務)

第一百八十一条 無線課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独立行政法人電子航法研究所の組織及び運営一般に關すること。

(部の設置)

第二百二十六条 気象庁に、次の五部を置く。

総務部

予報部

観測部

地震火山部

地球環境・海洋部

(観測部の所掌事務)

第二百二十九条 観測部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、地球磁気、地球電気及び陸水象並びにこれらに関連する輻射ひくに関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。

- 二 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。

三 (略)

- 四 気象測器その他の測器に関すること（地震火山部及び地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。

(地球環境・海洋部の所掌事務)

第二百三十一条 地球環境・海洋部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二～五 (略)

- 六 大気中におけるオゾンの分布及び温室効果ガスの濃度その他の地球の全体又はその広範な部分に影響を及ぼす気象（以下この条において「地球的規模の気象」という。）並びにこれに関連する輻射に関する

気候・海洋気象部

(観測部の所掌事務)

第二百二十九条 観測部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）、地球磁気、地球電気及び陸水象並びにこれらに関連する輻射ひくに関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

- 二 気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三 (略)

- 四 気象測器その他の測器に関すること（地震火山部及び気候・海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

(気候・海洋気象部の所掌事務)

第二百三十一条 気候・海洋気象部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

七| 海上気象、海水象及び地球規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること。

八| 第三号に掲げるもののほか、海面水温並びに海流及び海水の状況の予報に関すること。

九・十 (略)

十一| 海水象並びに地球規模の気象及びこれに関連する輻射に関する気象測器その他の測器に関すること。

(気象庁の課等の数)

第二百三十三条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

地球環境・海洋部	部	数
(略)	(略)	(略)
地球環境・海洋部	部	数
三	(略)	(略)

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

地球環境・海洋部	部	数
(略)	(略)	(略)
地球環境・海洋部	部	数
一人	(略)	(略)

五| 海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

六| 第二号に掲げるもののほか、海面水温並びに海流及び海水の状況の予報に関すること。

七・八 (略)

九| 海水象に関する気象測器に関すること。

(気象庁の課等の数)

第二百三十三条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

気候・海洋気象部	部	数
(略)	(略)	(略)
気候・海洋気象部	部	数
三	(略)	(略)

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

予報部	部	数
(略)	(略)	(略)
予報部	部	数
一人	(略)	(略)

附則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	(略)
事務	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。 平成二十五年三月三十一日
	離島振興計画(離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。

2 (略)

附則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	(略)
事務	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。 平成二十五年三月三十一日
	離島振興計画(離島振興法第五条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。

2 (略)

(総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え)

第五条の三 (略)

(総合政策局技術安全課の所掌事務の特例)

第五条の四 (略)

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)

第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第三号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)

(海事局の所掌事務の特例)

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日の前日までの間、同法附則第一条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備に関する事務をつかさどる。

(総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え)

第五条の四 (略)

(総合政策局技術安全課の所掌事務の特例)

第五条の五 (略)

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)

第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

(都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例)

第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 都市・地域整備局特別地域振興官は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例)

第八条 都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	(略)	事務
平成二十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第七条 都市・地域整備局離島振興課は、平成二十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 都市・地域整備局特別地域振興課は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例)

第八条 都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	(略)	事務
平成二十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2 都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(都市・地域整備局特別地域振興官の職務の特例)

第十二条 都市・地域整備局特別地域振興官は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に關する關係行政機關の經費の配分計画に關すること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開發基金の行う業務に關すること。
- 四 独立行政法人評価委員會奄美群島振興開發基金分科会の庶務に關すること。
- 五 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に關すること。

画及び立案並びに推進に關する事務をつかさどる。

(都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例)

第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 奄美群島振興開發計画に基づく公共事業に關する關係行政機關の經費の配分計画に關すること。
- 三 独立行政法人奄美群島振興開發基金の行う業務に關すること。
- 四 独立行政法人評価委員會奄美群島振興開發基金分科会の庶務に關すること。
- 五 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に關すること。
- 六 半島振興対策実施地域の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(海事局安全基準課の所掌事務の特例)

第二十六条の二 海事局安全基準課は、第四百九十九条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律等の一部を改正する法の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びに当該設備に關する検査制度の企画及び立案に關する事務をつかさど

る。

(海事局検査測度課の所掌事務の特例)

第二十六条の三 海事局検査測度課は、第五百十条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備に関する事務(海事局安全基準課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

改 正 案	現 行
<p>（庶務） 第六条 審議会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官</u>において処理する。</p>	<p>（庶務） 第六条 審議会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課</u>において処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第三条 審議会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第三条 審議会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課において処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（分科会の特例）</p> <p>第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官</u>において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（分科会の特例）</p> <p>第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、<u>国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課</u>において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。</p>

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三三号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第八十七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>（大臣官房審議官の設置期間の特例）</p> <p>第五条の三 第二十条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。）のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。</p>	<p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第八十七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第五条の五を附則第五条の六とし、附則第五条の四を附則第五条の五とし、附則第五条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>（大臣官房審議官の設置期間の特例）</p> <p>第五条の四 第二十条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。）のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。</p>